

# 雇用関係助成金を利用される事業主の皆様へ

## 支給申請書等の提出時における 代理人等の取扱いが変更されました！

雇用関係助成金の適正な制度運営を図るため、厚生労働省では、助成金の支給申請書等の提出時における代理人等の取扱いを下記の通り変更しました。雇用関係助成金を利用される事業主の皆様におかれましては、当該取扱いについてご理解・ご協力をお願いいたします。

### 支給申請事業主の従業員が、支給申請書等の提出のみを行う場合

●支給申請事業主の事業所における従業員が、支給申請書等の提出のみを行う場合、当該従業員が支給申請事業主の事業所の従業員であることを確認いたしますので、**社員証等身分を証明できるものの提示**をお願いします。

### 支給申請等に係る手続きのうち、提出行為以外も支給申請事業主の従業員が行う場合

●支給申請事業主の事業所における従業員が、単に支給申請書等の提出を行うことだけでなく、支給申請書等の内容面に係る修正を行う場合には、支給申請事業主はその従業員を**代理人として選任**していただく必要があります。

その際は、支給申請書等の代理人欄にその従業員の住所及び連絡先電話番号を記載し、記名押印又は自署による署名を行うとともに、事業主の住所氏名及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載する必要があります。

また、支給申請書等の受理にあたっては、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、**委任状(原本)の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示**をお願いします。

なお、事業主が法人である場合であって、当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合は、委任状の提出は不要ですが、社員証等身分を証明できるものの提示は必要となります。

### 支給申請事業主の事業所の従業員以外の代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合

●事業主は、事業所の従業員以外の第三者を代理人として選任して、助成金の支給申請等を行わせることができます。

この場合、代理人は、支給申請書等の代理人欄にその代理人の住所及び連絡先電話番号を記載し、記名押印又は自署による署名を行うとともに、事業主の住所氏名及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載する必要があります。

また、支給申請書等の受理にあたっては、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、**委任状(原本)の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示**をお願いします。